

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和8年1月9日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を一部時点更新
1	給付	福祉用具貸与	福祉用具を旅行等にレンタルすることは可能か。	<p>福祉用具は、要介護者等の日常生活上の便宜を図るためのものであるため、旅行等(日帰りを含む)を目的としたレンタルは、介護保険の給付対象にはなりません。</p> <p>＜参考＞</p> <p>福祉用具とは、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのもの」をいう(介護保険法第8条第12項)</p>	R7.5.16
2	給付	訪問介護	複数の要介護(要支援)者がいる世帯において、同一時間帯に生活援助を利用した場合の算定方法は。	<p>複数の要介護(要支援)者がいる世帯において、同一時間帯に生活援助を利用する場合には、国の通知上、全員のケアプランに生活援助を位置付けたうえ、要介護(要支援)者間で適宜所要時間を振り分けることとされています。</p> <p>どのように振り分けるかは、ケアマネジャーの判断となります。通常は、世帯全体に必要な生活援助の所要時間を、それぞれの世帯員に均等に按分することが想定されます(支給限度額や負担割合の違い等を理由として、特定の世帯員に対し生活援助を集中して算定することはできません。)。</p> <p>ただし、当該世帯全体への介護報酬(利用者負担)の観点からすると、例えば要介護2の夫と要介護1の妻の二人世帯に生活援助を60分間提供する場合、夫・妻ともに30分ずつの生活援助として算定する方が、60分の生活援助として夫か妻のいずれかで算定するよりも高額になるため、このような場合は60分の生活援助として夫と妻のいずれかで生活援助を算定し、別の日に提供する生活援助をもう片方の利用者で算定する等、回数が同一になるように振り分けていただくことが望ましいと考えます。</p> <p>また、要介護の利用者と、月額定額報酬の対象となる訪問型サービス(要支援)の利用者がいる世帯に生活援助を提供する場合には、原則として提供回数で按分することになりますが、按分の方法をどのようにするか(例えば訪問型サービスを第1週と第3週にまとめ、第2週と第4週は要介護の訪問介護を提供回数に応じ算定する等)はケアマネジャーが判断してください。</p> <p>また、実態として提供時間に偏りがある場合は、必ずしも同一回数で按分するのではなく、実態に応じた按分回数としてください。</p>	R7.10.23

事業者向けQ&A(京都市介護認定給付事務センター)

令和8年1月9日時点

番号	業務	区分	質問	回答	更新日 ※質問・回答を一部時点更新
3	給付	その他	介護老人保健施設から介護医療院に入所した場合、退所時情報提供加算(ii)は算定可能か。	<p>退所時情報提供加算Ⅱは、介護老人保健施設の入所者が退所し、医療機関に入院する場合に当該医療機関に必要な情報提供を行うことが算定要件となっていますが、本加算の算定に当たっては、介護医療院は医療機関に含まれない(別の介護保険施設への入所となる)ため、算定不可となります。</p> <p>※ 医療機関の定義については、医療法や介護保険法において具体的に規定されていませんが、介護保険法第5条の2第2項及び第115条の32第1項において、介護医療院は医療機関とは区別して介護サービス事業者と位置づけられているため、介護報酬の解釈においても介護医療院は医療機関とは区別して判断します。 (厚生労働省 老人保健課 施設担当確認済。)</p> <p>＜参考＞</p> <p>①:国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者(第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。)等と連携し、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び介護方法に関する調査研究の推進に努めるとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させるよう努めなければならない。 (介護保険法第五条の二第二項)</p> <p>②:指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第一百十一条第七項、第一百十五条の四第六項、第一百十五条の十四第八項又は第一百十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。(介護保険法第百十五条の三十二第一項)</p>	R8.1.9